

健康増進法及び他県条例の比較

1 趣旨

	国	神奈川県	東京都	静岡県	山形県	兵庫県	大阪府	参 考
法律・条例名	健康増進法 2018.7.25改正 2020.4.1完全施行	神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例 2009.3.31公布(H21) 2010.4.1施行(H22)	東京都受動喫煙防止条例 2018.7.4公布 2019.1.1施行	受動喫煙防止条例 2018.10.23公布・一部施行	山形県受動喫煙防止条例 2018.12.25公布・一部施行	受動喫煙の防止等に関する条例 2012.3.21公布(H24) 2019.3.19改正 2020.4.1完全施行	大阪府受動喫煙防止条例 2019.3.20公布 2025.4.1完全施行	がん対策北海道議会議員の会の下に設置された北海道受動喫煙防止条例検討委員会で「北海道受動喫煙の防止に関する条例(案)」を作成(2017.9時点)
趣旨	①望まない受動喫煙をなくす ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 ③施設の類型・場所ごとに対策を実施(既存飲食店のうち小規模経営のものに配慮)	受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止	屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、 ①健康影響を受けやすい子供、 ②受動喫煙を防ぎにくい立場の従業員を受動喫煙から守ることが対策の柱	①受動喫煙による健康被害を受けやすい子どもを守るため、学校等においては敷地内完全禁煙(努力義務) ②飲食店における禁煙・分煙・喫煙可の表示を徹底し、喫煙者非喫煙者ともに安心して飲食できる環境を整備 ※2020年4月改正法完全施行前に、表示義務を前倒し実施	①「やまがた受動喫煙防止宣言」(H27.2)による取り組みを法と併せて更に推進 ②子ども、妊産婦等を受動喫煙が健康に及ぼす悪影響から守るため、①学校等の喫煙場所を設けないこと②特定飲食店の自主的取組を規定(①、②ともに努力義務)	①たばこの煙からとりわけ保護する者として、20歳未満の者だけでなく、胎児保護の観点から妊婦も対象 ②規制区域として、公共的空間を有する施設だけでなく、居室等の私的空間も加える ③加熱式たばこについて、紙巻きたばこと同じ取り扱いとし、専用の喫煙室を認めていない	①府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる ②万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる	禁煙・分煙を徹底することにより受動喫煙を防止

2 責務

	国	神奈川県	東京都	静岡県	山形県	兵庫県	大阪府	参 考
責務の対象	国、地方公共団体、全ての人、管理権原者及び施設の管理者	県、県民、全ての人、事業者、施設管理者、保護者	都、都民、全ての人、管理権原者及び施設等の管理者、保護者	県、県民、事業者、施設の管理権原者、保護者、保険者	県、県民、事業者及び管理権原者、保護者、保健医療及び教育関係者	県、県民、全ての人、事業者及び施設管理者、保護者、市町	府、府民等、保護者、管理権原者	道、道民、喫煙者、事業者、公共的施設等管理者

3 施設類型・場所ごとの取り扱い

施設類型	国	神奈川県	東京都	静岡県	山形県	兵庫県	大阪府	参 考	
<第1種施設>		※施設類型は国と異なる							
幼稚園、保育所、小・中・高等学校等	屋内	禁煙	禁煙(喫煙所設置可)	●	●	●	●	●	小・中・高等学校は禁煙
	屋外	禁煙		●	●	●	●	●	小・中・高等学校は禁煙
		例外	喫煙場所設置可	喫煙場所設置不可(努力義務)	喫煙場所設置不可(努力義務)	喫煙場所設置不可(努力義務)	喫煙場所設置不可	喫煙場所設置不可(努力義務)	
大学、病院、行政機関等	屋内	禁煙	禁煙(喫煙所設置可)	●	●	●	●	●	大学、体育館、不特定かつ多数の者が利用する官公庁施設等は
	屋外	禁煙		●	●	●	●	●	医療機関・児童福祉施設は禁煙
		例外	喫煙場所設置可	●	●	●(一部設置不可(努力義務))	●(病院、診療所等は設置不可)	喫煙場所設置不可(努力義務) ※精神病院等一部設置可	
<第2種施設>									
飲食店	屋内	禁煙	禁煙または分煙	禁煙(要表示)	禁煙(要表示)	禁煙(表示に努める)	禁煙(要表示)	禁煙(要表示)	施設内禁煙(努力義務) 喫煙専用室設置可(小規模施設除く) いずれも要表示
	例外	喫煙専用室設置可(要表示)			●	●	喫煙室設置可(要表示)	従業員がいない場合は、喫煙専用室設置可(要表示)	
		小規模店(※) 既存	禁煙・分煙・喫煙 選択可(分煙・喫煙は要表示)	禁煙または分煙(努力義務)	従業員がいない場合(都指定特定飲食提供施設)は、禁煙・喫煙の選択可(いずれの場合も要表示)	禁煙・分煙・喫煙 選択可(いずれの場合も要表示)	禁煙・分煙・喫煙 選択可(いずれの場合も要表示)、受動喫煙防止の自主的取組(公布から3年以内)	禁煙・分煙・喫煙 選択可(分煙・喫煙・禁煙は要表示)	客席面積30㎡以下(府指定特定飲食提供施設)で、従業員がいない場合は禁煙・分煙・喫煙選択可(要表示)
今後新設	禁煙(喫煙専用室設置可・要表示)2020.4～			禁煙(要表示)(喫煙専用室設置可・要表示)	禁煙(表示に努める)(喫煙専用室設置可・要表示)2020.4～	禁煙(喫煙室設置可・要表示)2020.4～	禁煙(喫煙室設置可・要表示)2025.4～		
ホテル・旅館	客室	喫煙可	禁煙または分煙	●	●	●	●	●	—
	客室以外	禁煙		●	●	●	●	●	
		例外	喫煙専用室設置可	●	●	●	●	喫煙室設置可(要表示)	●
上記以外の多数の者が利用する施設	屋内	禁煙	禁煙または分煙	●	●	●	●	●	施設内禁煙(努力義務) 喫煙専用室設置可(小規模施設除く) いずれも要表示
	例外	喫煙専用室設置可		●	●	●(一部設置不可(努力義務))	喫煙室設置可(要表示)	●	
		屋外	喫煙可	—	●	●	●	観覧上等一部の施設を除き喫煙可	●
家庭等私的空間	適用除外(喫煙可)	●	●	●	●	20歳未満・妊婦の同室・同乗する私的空間での喫煙禁止	●	●	

※個人又は資本金5,000万円以下、かつ客席面積100㎡以下の飲食店

●: 国と同様

4 罰則規定

義務違反	最大50万円以下の過料	最大5万円以下の過料	5万円以下の過料	悪質な場合、店名公表	なし	最大5万円以下の過料	最大5万円以下の過料	なし
------	-------------	------------	----------	------------	----	------------	------------	----